

< 2 >の判決のポイント

結果：**非侵害**

理由：原告漫画（＝別紙目録一）のキャラクターと被告イラスト（＝別紙目録二）のキャラクターは、本を擬人化したという点は共通しているが、それ自体はアイデアであって、著作権法で保護されるものではない。原告漫画と被告イラストとは、「全体の形状」・「目の配置」・「鼻の有無」・「腕の態様」・「タウンページとの文字の有無」・「ストーリーの有無」等の点でキャラクターが異なり、被告イラストが原告漫画を複製又は翻案したものであるとは認められないから、原告の損害賠償請求は理由がない。

⇒アイデアは共通であっても、表現形式上の本質的な特徴であるキャラクターが異なるため、非侵害